

2024年度版 運行管理者基礎講習用テキスト 法令集旅客編 正誤表

	(誤)	(正)
72ページ	<p>(2)</p> <p>② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2kmの範囲内の場所をいう。<u>ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者については、原則として営業所又は自動車車庫に休憩施設及び睡眠・仮眠施設を併設すること。</u></p> <p>③ 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3年以上（特定旅客自動車運送事業者にあつては1年以上）とする。</p> <p>(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第3項）</p> <p>② 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3年以上（特定旅客自動車運送事業者にあつては1年以上）とする。「確保」とは、ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有することをいう。</p>	<p>(2)</p> <p>② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2kmの範囲内の場所をいう。<u>ただし、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）者において遠隔点呼が行われることとされている場合にあっては、この限りではない。</u></p> <p>③ 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3年以上（特定旅客自動車運送事業者及び法人タクシー事業者にあつては1年以上）とする。</p> <p>(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第3項）</p> <p>② 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3年以上（特定旅客自動車運送事業者及び法人タクシー事業者にあつては1年以上）とする。「確保」とは、ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有することをいう。</p>
91ページ	<p>(4) 第2項の趣旨は、<u>一般乗用旅客自動車運送事業</u>において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、(以下略)</p> <p>(5)</p> <p>② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であつて、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき<u>一般乗用旅客自動車運送事業者</u>が定める指導要領によることとなるが、(以下略)</p>	<p>(4) 第2項の趣旨は、<u>法人タクシー事業</u>において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、(以下略)</p> <p>(5)</p> <p>② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であつて、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき<u>法人タクシー事業者</u>が定める指導要領によることとなるが、(以下略)</p>

	(誤)	(正)
96ページ	(5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に初任診断を受診させた場合であっても、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、 <u>一般乗用旅客自動車運送事業者</u> におけるいわゆる養成運転者のように雇い入れた時点で第二種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に初任診断を受診させた場合には、初任診断を受診させたものとする。	(5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に初任診断を受診させた場合であっても、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、 <u>法人タクシー事業者</u> におけるいわゆる養成運転者のように雇い入れた時点で第二種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に初任診断を受診させた場合には、初任診断を受診させたものとする。
104ページ表 6段目 左欄	<u>一般乗用旅客自動車運送事業</u>	<u>法人タクシー事業</u>
104ページ表 6段目 右欄	<u>一般乗用旅客自動車運送事業</u> の用に供する事業用自動車を200両以上有する者	<u>法人タクシー事業</u> の用に供する事業用自動車を200両以上有する者
110ページ	③ <u>一般乗用旅客自動車運送事業</u> の事業用自動車の運行を管理する営業所	③ <u>法人タクシー事業</u> の事業用自動車の運行を管理する営業所